

泉南市ふるさと泉南応援寄附条例をここに公布する。

平成20年9月5日

泉南市長

向井通彦

泉南市条例第21号

泉南市ふるさと泉南応援寄附条例

(目的)

第1条 この条例は、市民及び泉南市を愛し、応援しようとする個人又は団体から広く寄附を募り、この寄附金を財源として寄附者の想いをまちづくりに反映させることにより、多様な人々の参加による個性豊かで魅力的なふるさとづくりに資することを目的とする。

(事業の区分)

第2条 この条例に基づき寄附された寄附金（以下「ふるさと応援寄附金」という。）を財源として、寄附者の想いを反映させるための事業は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 水なすをはじめとする特産品の育成及び地域産業の振興に関する事業
- (2) 次世代を担う子どもたちのための教育環境の整備に関する事業
- (3) 高齢者や障害者が安心して暮らせる社会福祉を充実させるための事業
- (4) 水・緑環境の保全及び省資源・省エネルギーの推進など環境にやさしいまちづくりのための事業
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が前条の目的のために必要と認める事業

(基金の設置)

第3条 前条に規定する事業に充てることを目的とし、ふるさと応援寄附金を適正に管理し、運用するため、ふるさと泉南水なす基金（以下「基金」という。）を設置する。

(基金への積立て)

第4条 基金として積み立てる額は、寄附金の額とする。

(基金の運用)

第5条 市長は、基金の設置の目的に応じ、基金の確実かつ効率的な運用に努めなければならない。

(基金の管理)

第6条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

(運用益金の処理)

第7条 基金の運用から生ずる収益は、一般会計歳入歳出予算に計上して、この基金に編入するものとする。

(基金の処分)

第8条 基金は、第2条各号に掲げる事業の費用に充てる場合に限り、その全部又は一部を処分することができる。

(ふるさと応援寄附金の使途指定)

第9条 寄附者は、第2条各号に規定する事業のうち、自らのふるさと応援寄附金を財源として実施する事業をあらかじめ指定することができる。ただし、事業の指定がないふるさと応援寄附金については、市長が事業の指定を行うものとする。

(適用除外)

第10条 ふるさと応援寄附金以外の寄附については、この条例の規定は適用しない。

(運用状況の公表)

第11条 市長は、この条例の運用状況について、毎年度公表するものとする。

(委任)

第12条 この条例に定めるもののほか、条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。